

経済産業省のパブリックコメント資料

引用元

冷凍保安規則等の一部を改正する省令案等に対する意見募集について

<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595120107&Mode=0>

冷凍保安規則等の一部を改正する省令等について

令和 2 年 9 月
経 済 産 業 省
高 圧 ガ ス 保 安 室

1. 概要

(1) 改正の概要

高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号。以下「法」という。）は、高圧ガス（圧力 1 メガパスカル以上の圧縮ガス等）の製造、貯蔵、販売、移動等に関して規制し、高圧ガスによる燃焼、爆発等による災害事故を未然に防止することを目的としている。

本改正は、高圧ガス保安法に基づく完成検査及び保安検査において、カメラ等の検査器具類を搭載したドローンによる目視の代替を可能とするために省令及び通達を改めるものである。

(2) 改正を行う法令等

- ・ 冷凍保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 51 号。以下「冷凍則」という。）
- ・ 液化石油ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 52 号。以下「液石則」という。）
- ・ 一般高圧ガス保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 53 号。以下「一般則」という。）
- ・ コンビナート等保安規則（昭和 61 年通商産業省令第 88 号。以下「コンビ則」という。）
- ・ 高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（20200715 保局第 1 号。以下「基本通達」という。）

2. 具体的な改正の内容

(1) 完成検査及び保安検査における目視の代替【冷凍則、液石則、一般則、コンビ則、基本通達】

①概要

法第 20 条に基づき、製造許可を受けた第一種製造者等は都道府県知事等が行う完成検査を受けなければならない。また、法第 35 条に基づき、第一種製造者は定期に都道府県知事等が行う保安検査を受けなければならない。

これらの検査は、技術上の基準の適合状況を確認するためのもので、完成検査の方法は各省令の別表で、保安検査の方法は告示で指定する高圧ガス保安協会規格（KHKS）又は省令別表で定められている。

この省令別表で定める検査の方法は、別表の各項目で「目視により検査する」と規定されており、直接目視で行うものと理解されている。

一方で、告示で指定する KHKS の一部では、既に目視検査としてファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を用いた方法が認められており、省令別表で定める検査方法においてもカメラ等を用いた検査の方法を可能とする。

②具体的な規定の内容

省令別表で定める検査方法のうち、目視で行う検査を、直接目視の他に、検査を実施する者が直接目視と同等の情報が得られると判断した方法を活用できるよう、「目視」を「目視又はこれに類する方法」とする。

これにより、カメラ等の検査器具類を用いた検査が可能となり、検査器具類を搭載したドローン等による検査を可能とする。

(2) その他表現の適正化等【冷凍則、液石則、一般則、コンビ則、基本通達】

その他表現の適正化等、必要な改正を行う。

3. 今後のスケジュール

令和2年9月4日～令和2年10月3日
令和2年10月下旬

パブリックコメント
公布・施行（予定）

○経済産業省令第 号

高压ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づき、冷凍保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

経済産業大臣 名

冷凍保安規則等の一部を改正する省令

第一条 次に掲げる省令の規定中「目視」を「目視等」に改める。

- 一 冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号）別表第一（第一項第一号を除く。）及び別表第二

- 二 液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）別表第一（第一項第一号を除く。）及び別表第二

- 三 一般高压ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号）別表第一（第一項第一号を除く。）
、別表第二及び別表第三

四 コンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八号）別表第三（第一項第一号を除く。）及び別表第四

（冷凍保安規則の一部改正）

第二条 冷凍保安規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

※表（冷凍保安規則 新旧対照表）を挿入

（液化石油ガス保安規則の一部改正）

第三条 液化石油ガス保安規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するもの

を掲げていないものは、これを削る。

※表（液化石油ガス保安規則 新旧対照表）を挿入

（一般高圧ガス保安規則の一部改正）

第四条 一般高圧ガス保安規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

※表（一般高圧ガス保安規則 新旧対照表）を挿入

（コンビナート等保安規則の一部改正）

第五条 コンビナート等保安規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

※表（コンビナート等保安規則 新旧対照表）を挿入

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

改正後

別表第一（第二十五条関係）

[略]	2 二〇十九 [略] [略]	1 製造設備が定置式製造設備である製造施設の場合 一 第七条第一項第一号の引火性又は発火性の物のたい積の状況	完成検査の方法
	二〇十九 [略] [略]	一 冷凍設備の圧縮機、油分离器、凝縮器及び受液器並びにこれらの間の配管（以下「高圧部」という。）の付近について、引火性又は発火性の物のたい積（作業に必要なものを除く。）の有無を <u>目視</u> 又はこれに類する方法（以下この表及び別表第二において「 <u>目視等</u> 」という。）により検査する。	

改正前

別表第一（第二十五条関係）

[略]	2 二〇十九 [略] [略]	1 製造設備が定置式製造設備である製造施設の場合 一 第七条第一項第一号の引火性又は発火性の物のたい積の状況	完成検査の方法
	二〇十九 [略] [略]	一 冷凍設備の圧縮機、油分离器、凝縮器及び受液器並びにこれらの間の配管（以下「高圧部」という。）の付近について、引火性又は発火性の物のたい積（作業に必要なものを除く。）の有無を <u>目視</u> により検査する。	

様式第43の2 (第62条の2関係)

[略]

備考 1・2 [略]

[割る]

様式第43の2 (第62条の2関係)

[略]

備考 1・2 [略]

3 [] 内は、該当する一機関名を記載すればよい。

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正後	改正前
<p>(協会等による調査の申請等) 第八十七条 [略]</p> <p>254 [略]</p> <p>5 前項の申請において、第一項による完成検査に係る協会等が行う調査の申請を同時に行う場合にあつては、前項及び第一項に掲げる書類のうち共通の内容とするもの限り、当該書類を添えることを要しない。</p> <p>6・7 [略]</p> <p>(施設の追加) 第九十条 [略]</p> <p>2 認定保安検査実施者が、自ら保安検査を行うことができる特定施設を追加する場合にあつては、第八十五条、第八十六条並びに第八十七条第四項、第六項及び第七項の規定を準用する。ただし、認定保安検査事業者である場合にあつては、第八十六条第三項に規定する認定は、令第十条ただし書の認定をする場合に限ることとし、また、第八十五条第一項又は第八十七条第四項に掲げる認定申請書に添えなければならない書類のうち、特定施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。</p> <p>別表第一（第三十六条第一項関係）</p>	<p>(協会等による調査の申請等) 第八十七条 [略]</p> <p>254 [略]</p> <p>〔新設〕</p> <p>5・6 [略]</p> <p>(施設の追加) 第九十条 [略]</p> <p>2 認定保安検査実施者が、自ら保安検査を行うことができる特定施設を追加する場合にあつては、第八十五条、第八十六条及び第八十七条第四項から第六項までの規定を準用する。ただし、認定保安検査事業者である場合にあつては、第八十六条第三項に規定する認定は、令第十条ただし書の認定をする場合に限ることとし、また、第八十五条第一項又は第八十七条第四項に掲げる認定申請書に添えなければならない書類のうち、特定施設の追加により内容の変更を及ぼすことのない書類の添付を省略することができる。</p> <p>別表第一（第三十六条第一項関係）</p>

検査項目	1 製造設備が第一種製造設備である製造施設の場合 一 第六条第一項第一号の境界線及び警戒標	完成検査の方法
2～4 [略]	二～五十四 [略]	一 事業所の境界線の明示及び警戒標の掲示の状況を目視又はこれに類する方法（以下この表及び別表第二において「目視等」という。）により検査する。 二～五十四 [略]
[略]		

様式第50（第87条関係）

[略]

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

[割る]

検査項目	1 製造設備が第一種製造設備である製造施設の場合 一 第六条第一項第一号の境界線及び警戒標	完成検査の方法
2～4 [略]	二～五十四 [略]	一 事業所の境界線の明示及び警戒標の掲示の状況を目視により検査する。 二～五十四 [略]
[略]		

様式第50（第87条関係）

[略]

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 申請者が特定認定保安検査実施事業者の場合は、認定の有効期間の欄における（ ）内に、特定認定保安検査実施事業者の認定の有効期間を記載すること。

備考 表中の「」の記載は注記である。

改正後

別表第一（第三十五条第一項関係）

<p>検査項目</p>	<p>1 製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガスタンド、液化天然ガスタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設の場合 一 第六条第一項第一号の境界線及び警戒標</p>	<p>完成検査の方法</p>	<p>一 事業所の境界線の明示及び警戒標の掲示の状況を目視又はこれに類する方法（以下この表、別表第二及び別表第三において「目視等」という。）により検査する。 二〇六十二 [略]</p>
<p>2〇八 [略]</p>	<p>二〇六十二 [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

改正前

別表第一（第三十五条第一項関係）

<p>検査項目</p>	<p>1 製造設備が定置式製造設備（コールド・エバポレータ、圧縮天然ガスタンド、液化天然ガスタンド及び圧縮水素スタンドを除く。）である製造施設の場合 一 第六条第一項第一号の境界線及び警戒標</p>	<p>完成検査の方法</p>	<p>一 事業所の境界線の明示及び警戒標の掲示の状況を目視により検査する。 二〇六十二 [略]</p>
<p>2〇八 [略]</p>	<p>二〇六十二 [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

<p>様式第14 (第31条、第32条関係) [略]</p> <p>備考 1・2 [略] [削る]</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p>様式第51 (第89条関係) [略]</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。 [削る]</p>	<p>様式第14 (第31条、第32条関係) [略]</p> <p>備考 1・2 [略] <u>3</u> () 内は該当する一機関名を記載すればよい。 <u>4</u> [略]</p> <p>様式第51 (第89条関係) [略]</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。 <u>2</u> <u>申請者が特定認定保安検査実施事業者の場合、認定の有効期間の欄における () 内に、特定認定保安検査実施事業者の認定の有効期間を記載すること。</u></p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

改正後

別表第三（第十九条関係）

[略]	検査項目	<p>1 製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く製造施設の場合</p> <p>一 第五条第一項第一号の境界線及び警戒標</p> <p>二〇七十四 [略]</p> <p>二〇九 [略]</p>
	完成検査の方法	<p>一 事業所の境界線の明示及び警戒標の掲示の状況を目視又はこれに類する方法（以下この表及び別表第四において「目視等」という。）により検査する。</p> <p>二〇七十四 [略]</p>

改正前

別表第三（第十九条関係）

[略]	検査項目	<p>1 製造設備がコールド・エバポレータ、特定液化石油ガススタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く製造施設の場合</p> <p>一 第五条第一項第一号の境界線及び警戒標</p> <p>二〇七十四 [略]</p> <p>二〇九 [略]</p>
	完成検査の方法	<p>一 事業所の境界線の明示及び警戒標の掲示の状況を目視により検査する。</p> <p>二〇七十四 [略]</p>

<p>様式第30 (第44条関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。 [割る]</p>	<p>様式第30 (第44条関係)</p> <p>[略]</p> <p>備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。 2 <u>申請者が特定認定保安検査実施事業者の場合は、認定の有効期間の欄における () 内に、特定認定保安検査実施事業者の認定の有効期間を記載すること。</u></p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(案)

番 号

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）の一部を改正する規程を次のように制定する。

年 月 日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）
の一部を改正する規程

高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）（2020
0715保局第1号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。

（改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加え、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。）

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）</p> <p style="text-align: center;">制定 20200715保局第1号 令和 2年 8月 6日</p> <p style="text-align: center;">改正 ○○○○○○○○保局第○号 令和 年 月 日</p> <p>（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について 第82条関係</p> <p>第2項第3号中「第99条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示（平成17年経済産業省告示第84号。以下この項において「保安検査告示」という。）で定める検査方法の準用等で対応可能な場合には、保安検査告示で定められた方法として差し支えない。</p> <p>なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県、指定都市又は指定保安検査機関は、第99条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。</p> <p>〔削る〕</p> <p>別表関係</p> <p>（1）別表第1第7項第5号及び別表第3第4項第16号下欄中「書面」とは、移動式製造設備を所有する者が、その従業員の遵守すべき社内基準を定めた業務規程、業務マニュアル等をいう。また、当該「書面」に次の記載があれば、コールド・エバポレータにおいて充填容量の確保から液化ガスの供給を適切に停止できる距離であると解する。</p> <p>① 移動式製造設備に装備する充填ホースが6m以内であること又は指定停車位置を、コールド・エバポレータの液化ガスの受入口から6m以内とすること。</p> <p>② 移動式製造設備を停車した際に、周囲を確認し、コールド・エバポレータとの間に障害となるものが存在しない等充填の際何らかの問題が発生した場合に液化ガスの供給が適切に停止できる位置関係であることを確認すること。</p> <p>（2）別表第1第1項第1号下欄中「これに類する方法」とは、検査を実施する者が自らの目視によるときと同等の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等の情報が得られる方法等）をいう。なお、検査器具類を搭載したドローン等を使用する場合は、「プラントにおけるドローンにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン Ver2.0」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」等を参考に安全に配慮して行うこと。</p> <p>（3）別表第3下欄中「常用の圧力以上の圧力で行う気密試験」については、開放検査を行わない年に、当</p>	<p style="text-align: center;">高圧ガス保安法及び関係政省令等の運用及び解釈について（内規）</p> <p style="text-align: center;">制定 20200715保局第1号 令和 2年 8月 6日</p> <p style="text-align: center;">改正 ○○○○○○○○保局第○号 令和 年 月 日</p> <p>（2）一般高圧ガス保安規則の運用及び解釈について 第82条関係</p> <p>（1）第2項第3号中「第99条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示（平成17年経済産業省告示第84号。以下この項において「保安検査告示」という。）で定める検査方法の準用等で対応可能な場合には、保安検査告示で定められた方法として差し支えない。</p> <p>なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県、指定都市又は指定保安検査機関は、第99条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。</p> <p>（2）別表第3の保安検査の方法で「常用の圧力以上の圧力で行う気密試験」については、開放検査を行わない年に、当該運転状態の高圧ガスを用いて気密試験を実施しても差し支えない。</p> <p>別表関係</p> <p>別表第1（第35条第1項関係）の第7項第5号及び別表第3（第82条第3項関係）の第4項第16号下欄中の「書面」とは、移動式製造設備を所有する者が、その従業員の遵守すべき社内基準を定めた業務規程、業務マニュアル等をいう。また、当該「書面」に次の記載があれば、コールド・エバポレータにおいて充填容量の確保から液化ガスの供給を適切に停止できる距離であると解する。</p> <p>（1）移動式製造設備に装備する充填ホースが6m以内であること又は指定停車位置を、コールド・エバポレータの液化ガスの受入口から6m以内とすること。</p> <p>（2）移動式製造設備を停車した際に、周囲を確認し、コールド・エバポレータとの間に障害となるものが存在しない等充填の際何らかの問題が発生した場合に液化ガスの供給が適切に停止できる位置関係であることを確認すること。</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p>

該運転状態の圧力で、当該運転状態の高圧ガスをを用いて気密試験を実施しても差し支えない。

(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第87条関係

第2項及び第6項中「これに類する調査」とは、現地調査に代わり、申請者の提出した図面、写真及び映像その他調査に必要な資料を点検し、液化石油ガス保安規則別表第4又は別表第5の基準を満たすことを確認する方法による調査をいう。

第89条関係～容器保安規則等の一部を改正する省令（平成30年経済産業省令第61号）附則関係 [略]

別表関係

別表第1項第1号下欄中「これに類する方法」とは、検査を実施する者が自らの目視によるときと同等の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等の情報が得られる方法等）をいう。なお、検査器具類を搭載したドローン等を使用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン Ver2.0」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」等を参考に安全に配慮して行うこと。

(4) コンピナート等保安規則の運用及び解釈について

第37条関係

第2項第3号中「第54条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示（平成17年経済産業省告示第84号。以下この項において「保安検査告示」という。）で定める検査方法の準用等で対応が可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。

なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県又は指定保安検査機関は、第54条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。

[削る]

第38条関係～容器保安規則等の一部を改正する省令（平成30年経済産業省令第61号）附則関係 [略]

別表関係

(1) 別表第3項第1号下欄中「これに類する方法」とは、検査を実施する者が自らの目視によるときと同等の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等の情報が得られる方法等）をいう。なお、検査器具類を搭載したドローン等を使用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン Ver2.0」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」等を参考に安全に配慮して行

(3) 液化石油ガス保安規則の運用及び解釈について

第87条関係

第2項及び第5項中「これに類する調査」とは、現地調査に代わり、申請者の提出した図面、写真及び映像その他調査に必要な資料を点検し、液化石油ガス保安規則別表第4又は別表第5の基準を満たすことを確認する方法による調査をいう。

第89条関係～容器保安規則等の一部を改正する省令（平成30年経済産業省令第61号）附則関係 [略]

[新設]

(4) コンピナート等保安規則の運用及び解釈について

第37条関係

(1) 第2項第3号中「第54条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法」は、当該保安検査の方法が保安検査の方法を定める告示（平成17年経済産業省告示第84号。以下この項において「保安検査告示」という。）で定める検査方法の準用等で対応が可能な場合には、保安検査告示で定めた方法として差し支えない。

なお、保安検査の方法を具体的に定める場合には、都道府県又は指定保安検査機関は、第54条の規定により経済産業大臣が定めた基準をあらかじめ精査し、保安検査告示中の保安検査の方法の準用等について検討するとともに、必要に応じて完成検査等の方法を参考とした上で定めること。

(2) 別表第4の保安検査の方法で「常用の圧力以上の圧力で行う気密試験」については、開放検査を行わない年に、当該運転状態の圧力で、当該運転状態の高圧ガスをを用いて気密試験を実施しても差し支えない。

第38条関係～容器保安規則等の一部を改正する省令（平成30年経済産業省令第61号）附則関係 [略]

[新設]

うこと。
(2) 別表第4の保安検査の方法で「常用の圧力以上の圧力で行う気密試験」については、開放検査を行わない年に、当該運転状態の圧力で、当該運転状態の高圧ガスを用いて気密試験を実施しても差し支えない。

(5) 冷凍保安規則の運用及び解釈について
第1条関係～容器保安規則等の一部を改正する省令（平成30年経済産業省令第61号）附則関係 [略]

別表関係

別表第1第1項第1号下欄中「これに類する方法」とは、検査を実施する者が自らの目視によるときと同等の情報が得られると判断した方法（例えば、ファイバースコープ、カメラ、拡大鏡等の検査器具類を使用した結果、目視と同等の情報が得られる方法等）をいう。なお、検査器具類を搭載したドローン等を使用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン Ver2.0」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」等を参考に安全に配慮して行うこと。

(5) 冷凍保安規則の運用及び解釈について
第1条関係～容器保安規則等の一部を改正する省令（平成30年経済産業省令第61号）附則関係 [略]

[新設]